無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年十月二十八日

一、墳墓等所在地　岐阜県本巣市上真桑一九七九番地

一、墳墓等の名称　八ツ又墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　愛知県愛知郡東郷町福田世一、愛知県以下不詳　福田光五郎、北海道以下不詳　氏名不詳、本籍及び氏名不詳五基

一、改葬を行おうとする者　岐阜県本巣市上真桑一九四六番地一　八ツ又墓地組合　改葬実行責任者　福田　恒男

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項後段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社日専連ジェミス
代表者の氏名　代表取締役　臼井　呉行
本店の所在地　北海道帯広市西二条南八丁目八番地

その他の営業所の名称及び所在地
日専連芽室支店　北海道河西郡芽室町本通三丁目二
日専連広尾支店　北海道広尾郡広尾町本通一三丁目三
日専連本別支店　北海道中川郡本別町北三丁目四―四
日専連ジェミス札幌支店　札幌市中央区北五条西九丁目一一番地
日専連新ひだか支店　北海道日高郡新ひだか町静内御幸町二丁目一

二、廃止された営業所の名称及び所在地、並びに廃止年月日　日専連芽室支店　北海道河西郡芽室町本通三丁目二　平成二十二年四月二日、日専連広尾支店　北海道広尾郡広尾町本通一三丁目三　平成二十二年四月二日、日専連本別支店　北海道中川郡本別町北三丁目四―四　平成二十二年四月二日

三、営業保証金の総額及び取戻しをしようとする営業保証金の額　総額金三十五万円也　取戻しをしようとする額　金十五万円也

四、前項の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を北海道経済産業局長に提出すること。

五、前項の申出書の提出がないときは、第三号の保証金は取り戻される。

平成二十五年十月二十八日
北海道帯広市西二条南八丁目八番地
株式会社日専連ジェミス
代表取締役　臼井　呉行

登録包括信用購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項後段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社ジェーシービー
代表者の氏名　代表取締役　川西　孝雄
主たる営業所の名称及び所在地
本社　東京都港区南青山五丁目一番二二号
その他の営業所の名称及び所在地
大阪支社　大阪府大阪市中央区北浜東四番三三号
東海支社　愛知県名古屋市中区錦二丁目一六番二六号
九州支社　福岡県福岡市中央区天神一丁目六番八号
北海道支社　北海道札幌市中央区南一条西一丁目一番地
東日本支社　埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目一一四番地一
仙台支店　宮城県仙台市青葉区中央二丁目九番二七号
広島支店　広島県広島市南区的場町一丁目二番一六号
水戸支店　茨城県水戸市三ノ丸一丁目四番七三号
宇都宮支店　栃木県宇都宮市本町四番一五号
前橋支店　群馬県前橋市本町二丁目一四番八号
千葉支店　千葉県千葉市中央区新町三番地一三
横浜支店　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番五号
新潟支店　新潟県新潟市西堀前通七番町九一四番地
金沢支店　石川県金沢市本町二丁目一一番七号
長野支店　長野県長野市末広町一三六一番地
熊本支店　熊本県熊本市上通町三番三一号
静岡支店　静岡県静岡市御幸町五番地の九
京都支店　京都府京都市下京区四条通高倉西入立売西町八二番地
神戸支店　兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目一番六号
和歌山支店　和歌山県和歌山市三木町中ノ丁一五
高松支店　香川県高松市サンポート二番一号

二、廃止した営業所の名称及び所在地並びにその廃止の年月日
水戸支店　茨城県水戸市三ノ丸一丁目四番七三号　平成十六年九月三十日
宇都宮支店　栃木県宇都宮市本町四番一五号　平成二十年三月三十一日
前橋支店　群馬県前橋市本町二丁目一四番八号　平成二十年三月三十一日
千葉支店　千葉県千葉市中央区新町三番地一三　平成二十年三月三十一日
横浜支店　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番五号　平成二十三年三月三十日
新潟支店　新潟県新潟市西堀前通七番町九一四番地　平成二十年三月三十一日
金沢支店　石川県金沢市本町二丁目一一番七号　平成二十年三月三十一日
長野支店　長野県長野市末広町一三六一番地　平成二十年三月三十一日
静岡支店　静岡県静岡市御幸町五番地の九　平成二十年三月三十一日
京都支店　京都府京都市下京区四条通高倉西入立売西町八二番地　平成二十年三月三十一日
神戸支店　兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目一番六号　平成二十年三月三十一日
和歌山支店　和歌山県和歌山市三木町中ノ丁一五　平成十九年十一月三十日
高松支店　香川県高松市サンポート二番一号　平成二十年三月三十一日
熊本支店　熊本県熊本市上通町三番三一号　平成二十年三月三十一日
JCBサービスデスク日本橋　東京都中央区日本橋二丁目七番四号　平成十六年八月三十一日
JCBサービスデスク梅田　大阪府大阪市北区角田町梅田地下街五―一号　平成十五年十月一日

三、営業保証金の総額　金百九十万円
取戻しをしようとする営業保証金の額　金八十万円

四、前項の営業保証金につき、割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告の掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出すること。

五、前項の申出書の提出がないときは、第三項の保証金は取り戻される。

平成二十五年十月二十八日
東京都港区南青山五丁目一番二二号
株式会社ジェーシービー
代表取締役　川西　孝雄

債権申出の公告（第一回）

当社は、平成二十五年十月一日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十八日
東京都千代田区丸の内二丁目五番二号
小岩井乳業株式会社
規約型確定給付企業年金清算人
田邊　治彦